

平成21年第3回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成21年9月4日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	平成21年9月25日 午前10時00分			議 長 山 口 要	
	閉会	平成21年9月25日 午前11時02分			議 長 山 口 要	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	小 田 寛 之	出	12番	太 田 重 喜	出
	2番	大 島 恒 典	出	13番	山 口 榮 一	出
	3番	梶 原 睦 也	出	14番	野 副 道 夫	出
	4番	秋 月 留美子	出	15番		
	5番	園 田 浩 之	出	16番	副 島 敏 之	出
	6番	副 島 孝 裕	出	17番	田 口 好 秋	出
	7番	田 中 政 司	出	18番	西 村 信 夫	出
	8番	川 原 等	出	19番	平 野 昭 義	出
	9番	織 田 菊 男	出	20番	山 田 伊佐男	出
	10番	芦 塚 典 子	出	21番	山 口 栄 秋	出
	11番	神 近 勝 彦	出	22番	山 口 要	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太郎	健康づくり課長	蒲原 知愛子
	副市長	古賀 一也	こども課長	永江 邦弘
	教育長	杉崎 士郎	産業建設課長	
	会計管理者	田中 明	学校教育課長	福田 義紀
	嬉野総合支所長	岸川 久一	社会教育課長	
	総務部長	大森 紹正	総務課長(支所)	
	企画部長	田代 勇	市民税務課長(支所)	小野 彰一
	健康福祉部長	片山 義郎	新幹線整備課長	
	産業建設部長	一ノ瀬 真	観光商工課長	
	教育部長	桑原 秋則	健康福祉課長	
	総務課長(本庁)	中島 直宏	農林課長	
	財政課長	徳永 賢治	建設課長	中尾 嘉伸
	市民税務課長(本庁)		環境下水道課長	池田 博幸
	企画企業誘致課長	井上 嘉徳	農業委員会事務局長	
	地域づくり課長	中島 文二郎	水道課長	
	福祉課長		古湯温泉課長	
代表監査委員				
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	江口 幸一郎		

## 平成21年第3回嬉野市議会定例会議事日程

平成21年9月25日（金）

本会議第6日目

午前10時 開議

- 日程第1 議案第71号 建設工事請負契約の締結について
- 日程第2 討論・採決
- 議案第46号 嬉野市地域コミュニティ条例について
- 議案第47号 嬉野市塩田津町並み交流集会所条例について
- 議案第48号 嬉野市個人情報保護条例の全部を改正する条例について
- 議案第49号 嬉野市税条例の一部を改正する条例について
- 議案第50号 嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第51号 嬉野市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第52号 嬉野市農村公園条例の一部を改正する条例について
- 議案第53号 平成21年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）
- 議案第54号 平成21年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第55号 平成21年度嬉野市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 議案第56号 平成21年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第57号 平成21年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）
- 議案第58号 平成21年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第1号）
- 議案第59号 平成21年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）
- 議案第60号 平成21年度嬉野市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第70号 訴えの提起について
- 議案第71号 建設工事請負契約の締結について
- 日程第3 一般会計歳入歳出決算認定
- 議案第61号 平成20年度嬉野市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算認定
- 議案第62号 平成20年度嬉野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第63号 平成20年度嬉野市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第64号 平成20年度嬉野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第65号 平成20年度嬉野市農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について

て

- 議案第66号 平成20年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第67号 平成20年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第68号 平成20年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第69号 平成20年度嬉野市水道事業会計決算認定について
- 日程第5 発議第5号 佐賀県後期高齢者医療広域連合規約 第18条の一部を改正することを求める意見書について
- 日程第6 嬉野市選挙管理委員補充員の選挙について
- 日程第7 委員長報告
- 日程第8 閉会中の付託事件について
- 追加日程第1 発議第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書について

---

#### 午前10時 開議

##### ○議長（山口 要君）

皆さんおはようございます。

本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1．議案第71号 建設工事請負契約の締結についてを議題といたします。

朗読を省略いたしまして提案理由の説明を求めます。市長。

##### ○市長（谷口太一郎君）

皆さんおはようございます。大変お疲れさまでございます。

それでは、ただいま、本日本定例会に追加上程をお願いいたしました議案について御説明を申し上げます。

議案第71号 建設工事請負契約の締結については、嬉野市農業集落排水資源循環統合補助事業五町田・谷所地区汚水処理施設建設（土木・建築）工事請負契約締結について、地方自治法等の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

以上で議案の御説明を終わりますけれども、この議案の詳細な内容につきましては担当部長から御説明させますので、何とぞ慎重な御審議をお願い申し上げます。どうぞよろしく御願い申し上げます。

##### ○議長（山口 要君）

それでは、細部説明を求めます。産業建設部長。

○産業建設部長（一ノ瀬 真君）

それでは、議案第71号につきまして御説明を申し上げます。

追加議案1 ページをお願いいたします。

議案第71号 建設工事請負契約の締結についてでございます。五町田、谷所地区の汚水処理場建設につきまして下記のとおり契約を締結したいので、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的といたしまして、嬉野市農業集落排水資源循環統合補助事業五町田・谷所地区汚水処理施設建設（土木・建築）工事でございます。

契約の方法といたしまして、特定建設共同企業体による条件つき一般競争入札。

契約の金額、3億1,075万8,000円。

契約の相手方、嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲218番地2、黒木・山口特定建設共同企業体、執行役員嬉野支店長山口勇でございます。

理由といたしまして、地方自治法及び嬉野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決が必要であるためでございます。

資料をお願いいたします。

済みません。資料は先日お配りしたものでございますが、簡単に御説明を申し上げます。

工事の内容につきましてですが、処理対象人口が4,270人でございます。それから、処理の水量でございますが1日当たり1,153トン、処理場の延べ床面積が492.33平方メートルでございます。構造といたしまして、鉄筋コンクリートづくり地下1階地上1階でございます。

以上、簡単でございますけれども御説明とさせていただきます。

○議長（山口 要君）

これで議案の細部説明を終わります。

お諮りいたします。議案第71号につきましては、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第71号につきましては委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

それでは、日程第2．討論・採決を行います。

議案第46号 嬉野市地域コミュニティ条例についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第46号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第46号 嬉野市地域コミュニティ条例については可決されました。

次に、議案第47号 嬉野市塩田津町並み交流集会所条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第47号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第47号 嬉野市塩田津町並み交流集会所条例については可決されました。

次に、議案第48号 嬉野市個人情報保護条例の全部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第48号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第48号 嬉野市個人情報保護条例の全部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第49号 嬉野市税条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第49号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第49号 嬉野市税条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第50号 嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第50号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第50号 嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第51号 嬉野市国民健康保険条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第51号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第51号 嬉野市国民健康保険条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第52号 嬉野市農村公園条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第52号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第52号 嬉野市農村公園条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第53号 平成21年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第53号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第53号 平成21年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）は可決されました。

次に、議案第54号 平成21年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第54号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第54号 平成21年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は可決されました。

次に、議案第55号 平成21年度嬉野市老人保健特別会計補正予算（第1号）についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第55号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第55号 平成21年度嬉野市老人保健特別会計補正予算（第1号）は可決されました。

次に、議案第56号 平成21年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第56号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第56号 平成21年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は可決されました。

次に、議案第57号 平成21年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第57号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第57号 平成21年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）は可決されました。

次に、議案第58号 平成21年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第58号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第58号 平成21年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第1号）は可決されました。

次に、議案第59号 平成21年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第59号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第59号 平成21年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）は可決されました。

次に、議案第60号 平成21年度嬉野市水道事業会計補正予算（第2号）についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第60号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第60号 平成21年度嬉野市水道事業会計補正予算（第2号）は可決されました。

次に、議案第70号 訴えの提起について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第70号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第70号 訴えの提起については可決されました。  
次に、議案第71号 建設工事請負契約の締結について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第71号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第71号 建設工事請負契約の締結については可決されました。

日程第3. 議案第61号 平成20年度嬉野市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件につきましては、本定例会において平成20年度一般会計歳入歳出決算特別委員会に付託をし、審査をお願いしておりましたので、その結果について委員長に報告を求めます。副島敏之決算特別委員長。

**○平成20年度一般会計歳入歳出決算特別委員長（副島敏之君）**

それでは、一般会計決算特別委員長の報告をいたします。

平成20年度嬉野市一般会計歳入歳出決算認定について報告をいたします。

本件につきましては、審査の結果、継続審査といたしました。理由といたしましては、会期中の委員会審査日程では十分な審査を完了することができませんでしたので、閉会中の継続審査といたしました。

以上、報告いたします。

**○議長（山口 要君）**

ただいま報告のとおり、平成20年度嬉野市一般会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり継続審査といたします。

日程第4. 議案第62号 平成20年度嬉野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから議案第69号 平成20年度嬉野市水道事業会計決算認定についてまでの8件を議題とします。

本件につきましては、本定例会において平成20年度特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算特別委員会に付託をし、審査をお願いしておりましたので、その結果について委員長に報告を求めます。田口好秋決算特別委員長。

**○平成20年度特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算特別委員長（田口好秋君）**

それでは、水道事業会計から国民健康保険以下特別会計について審査をいたしましたので、

その結果を御報告いたします。

特別委員会審査報告書。

地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成21年9月定例議会で付託された下記議案について審査を行いました。嬉野市議会会議規則第100条の規定により報告をいたします。

事件名としましては、議案第62号 平成20年度嬉野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから議案第69号 平成20年度嬉野市水道事業会計決算認定についてでございます。

審査日としましては、平成21年9月14日、15日、16日の3日間でございます。

審査の結果。議案第62号、認定といたします。議案第63号、認定。議案第64号、認定。議案第65号、認定。議案第66号、認定。議案第67号、認定。議案第68号、認定。議案第69号、認定。

以上でございます。

それでは、審査の意見をここで申し上げたいと思います。

平成20年度嬉野市特別会計歳入歳出決算及び平成20年度嬉野市水道事業会計決算について、決算書並びに決算資料等に基づき担当各部課に事情聴取を行い、審査を行っております。今日の経済状況の悪化による失業者の増大など、財政を取り巻く状況は厳しさを増すばかりではあるが、各特別会計決算は目的とする事業遂行を適正に処理されていることを確認し、各議案ともに認定するべきものとしております。以下、特別会計、事業会計ごとに委員会の意見を申し上げます。

議案第62号 平成20年度嬉野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

国民健康保険制度は、相互扶助の精神に基づき、被保険者の負担を初め国からの負担金、補助金が運営の基礎となっているが、経済情勢の悪化等により国民健康保険税の徴収率が低下している。このことは嬉野市のみならず全国的な傾向ではあるが、税の公平性、また国民健康保険事業の健全な運営に支障を来すものであり、徴収率の向上に努められたい。しかしながら、厳しい社会情勢の中で本当に困っている未納者への対応として、短期保険証の発行等、実態に応じたきめ細やかな対応を希望するものでございます。

また、保険事業の推進は医療費の抑制につながるものと考えられますので、特に希望が多い人間ドック、脳ドックの枠の拡大を図る必要があるかと思われま。特定健診事業については、受診率の向上につなげるようさらなる努力が必要であると思っております。そのためには、啓発活動についても徹底した手法をとるべきと考えられます。

議案第63号 平成20年度嬉野市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について。

老人保健事業については、短期間ということもあり、おおむね良好でございました。

議案第64号 平成20年度嬉野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

後期高齢医療については、徴収方法の制度改正が初年度内にあった。そのために制度の周知徹底がなされず、収入未済額がふえている。その対策として、対象者等へのわかりやすい内容説明が必要と思われます。

次に、議案第65号 平成20年度嬉野市農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について。

農業集落排水事業の決算については、おおむね良好と認めます。しかしながら、管理運営については基本的に使用料金で賄うべきと考えます。そのためには接続率の向上が不可欠であり、さらなる啓発活動の推進が必要である。また、既存の接続推進の制度等の活用及びその他の政策を望むものであります。五町田、谷所地区の事業については、供用開始後速やかな接続が図られるよう優遇措置等の周知徹底に努力をされたい。

次に、議案第66号 平成20年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計歳入歳出決算認定について。

公共下水道の決算については良好と認める。しかしながら、さらなる健全化を図る上で接続率の向上が前提であり、ホテル、旅館など大口利用者に対するきめ細やかな制度の再構築が望まれます。また、ゆうゆう水洗化貯金の推進及び優遇措置等についても周知徹底を図られたい。

次に、議案第67号 平成20年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計歳入歳出決算認定について。同じく第68号 平成20年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計歳入歳出決算認定について。

第七、第八土地区画整理事業の決算については、適切に処理をされていた。今後は、保留地の早期販売に向けた事業の推進を望むものでございます。

議案第69号 平成20年度嬉野市水道事業会計決算認定について。

水道事業については、漏水調査等により平成20年度の有収率は上がっております。今後、ますますの有収率の向上を期待するものでございます。また、社会情勢の影響もあると思われれますが、収入未済額が増加傾向にあります。徴収の努力はされていると思われれますが、今後なお一層の徴収促進に努められたい。

次に、ペットボトル事業については、備蓄量、販売量、使用量のバランスを考慮し、一本でも廃棄処分を少なくするよう適正な生産を図るべきという意見でございます。

なお、総括意見といたしまして、各特別会計並びに水道事業会計の予算執行においては、目的とする事業遂行を適正に処理しているものと判断するが、当初予算に対し調定額（決算額）が乖離した部分と節間流用で対応された部分が散見をされます。今後は、極力補正で対応すべきと思われれます。各事業とも日常生活において密接にかかわる事業であるため、各会計ごとの円滑な運営を目指し、公平性を考慮し、健全な事業推進を図るべく、事業に携わる職員のなお一層の努力を期待するものでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第62号 平成20年度嬉野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第62号についての採決を行います。この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第62号 平成20年度嬉野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第63号 平成20年度嬉野市老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第63号についての採決を行います。この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第63号 平成20年度嬉野市老人保健特別会計歳入歳出決算認定については委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第64号 平成20年度嬉野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第64号についての採決を行います。この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第64号 平成20年度嬉野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第65号 平成20年度嬉野市農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第65号について採決を行います。この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第65号 平成20年度嬉野市農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定については委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第66号 平成20年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第66号についての採決を行います。この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第66号 平成20年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計歳入歳出決算認定については委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第67号 平成20年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第67号に対する採決を行います。この決算に対する委員長報告は認定とするものであります。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第67号 平成20年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計歳入歳出決算認定については委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第68号 平成20年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第68号についての採決を行います。この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第68号 平成20年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計歳入歳出決算認定については委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、議案第69号 平成20年度嬉野市水道事業会計決算認定についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第69号についての採決を行います。この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第69号 平成20年度嬉野市水道事業会計決算認定については委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第5．発議第5号 佐賀県後期高齢者医療広域連合規約 第18条の一部を改正することを求める意見書についてを議題とします。

朗読を省略して提案理由の説明を求めます。提出者、田口好秋議員。

#### ○17番（田口好秋君）

それでは、発議第5号といたしまして、佐賀県後期高齢者医療広域連合規約 第18条の一部を改正することを求める意見書について説明をいたします。

標記のことについて、別紙のとおり地方自治法第112条第1項及び嬉野市議会会議規則第13条第1項の規定により提出するものでございます。

提出日は、本日、平成21年9月25日。嬉野市議会議長、山口要様に提出するものでございます。

提出者は私、田口好秋、賛成者は山口栄秋議員、平野昭義議員、山口榮一議員、神近勝彦議員、織田菊男議員、田中政司議員、園田浩之議員、梶原睦也議員、小田寛之議員、以上、提出者ほか賛成者9名でございます。

理由といたしまして、佐賀県後期高齢者医療広域連合規約第18条の一部を改正することを求めるためでございます。

それでは、意見書（案）を朗読いたしまして説明といたします。

---

平成20年度から施行された「後期高齢者医療制度」は、佐賀県内の全市町が構成する佐賀県後期高齢者医療広域連合が、高齢者の医療の確保のため事務事業をおこなっている。

円滑な事務事業を行うために、関係市町の負担金、事業収入、国および県の支出金、その他の財源によって運営されている。そのため佐賀県後期高齢者広域連合の定める規約第18条第2項の別表第2において、「保険料その他の納付金」は、「高齢者医療確保法第105条に定める市町が納付すべき額（市町が徴収した保険料等の実額及び低所得者等の保険料軽減額相当額）」となっている。

規約に定めてある「市町が徴収した保険料等の実額」を歳入財源として広域連合では予算計上をしている。しかし、徴収した保険料等の実額は、特別徴収を原則としたものであり、今後増えるであろう普通徴収への移行と徴収率の低下を考えれば、歳入財源である「市町が徴収した保険料等の実額」は「市町が徴収すべき保険料等」と改正すべきである。

広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき「市町が徴収した保険料等の実額」を規約として定めたといわれるが、高齢者の医療の確保に関する法律第105条（保険料等の納付）では、「市町村は後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療に要する費用に充てるため、後期高齢者医療広域連合に対し、後期高齢者医療広域連合の規約で定めるところにより、第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他この章の規定による徴収金（市町村が徴収するものに限る。）を納付するものとする。」とある。

国が定める保険料等の納付については、広域連合の規約によって運用することと定めてあることを考えれば前記の一部改正は可能であり、今後の円滑な運営のためには、早期の一部改正を行うべきである。

---

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出するものでございます。

提出先は、佐賀県後期高齢者医療広域連合長の横尾俊彦様あてでございます。

以上でございます。

**○議長（山口 要君）**

これで提案理由の説明を終わります。

それでは、発議第5号について質疑を行います。質疑ありませんか。山田議員。

**○20番（山田伊佐男君）**

質問をいたします。

今見たんで、なかなか難しい検証だなと思ってるわけですけども、まずこの中で、うちの議会でも1つ議員は連合のほうに出しとるわけです。議会の中でこのような条例の見直しという部分について一般質問等で提起されたという、そういう経緯は御存じなのか。

それともう一つ、真ん中辺に書いてありますけれども、普通徴収への移行と徴収率の低下

を考えれば「市町が徴収すべき保険料等」に改正すべきだというふうになつてくるわけですが、そこで現状、じゃあ額として、市町が徴収した保険料等の実額と市町が徴収すべき保険料との額の差額はどのくらいあるというふうに認識されてるのか、そこら辺についてはそういう議論になったのかどうか、済いません、お願いします。

○17番（田口好秋君）

お答えいたします。

保険料の額については、今ここに資料持ってきておりませんが、徴収率が96%ぐらいだった、98.1やった。私たちがこの問題を議論したのは、決算審査特別委員会のときに、特別徴収から普通徴収に移行しております、これは希望者によってですね。そのときに、こういうことが、この保険そのものは私たちの認識では特別徴収を前提としたものであると。で、広域連合としては調定額というのがないんです。各市町が納付した額がそのまま徴収額となるわけです。ですから、未収金が全然発生しない、広域連合ではですね。しかし、県内市町では未収金が発生してるところがあって、しかしながらその部分については全然広域連合には関係ないよといった感じの今の仕組み、これはやっぱりおかしいんじゃないかということでこういった結果になったわけです。

そういうことで、今後政権が変わりましたので見直しどういうふうになるかわかりませんが、しかし普通徴収に移行すればするほどこういったものは拡大していくと。しかし、収入未済額の部分が、それぞれの市町で受け持った徴収すべき保険料、その調定額はあります。で、収入未済額が発生します。その部分は全然広域連合には影響しないという、この今の仕組み、これはやっぱりおかしいんじゃないかということでこういう結果になったわけでございます。

冒頭の第1問については、委員会では全然そういったものについては議論しておりません。以上です。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑なしと認めます。これで発議5号の質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。発議第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、発議第5号佐賀県後期高齢者医療広域連合規約 第

18条の一部を改正することを求める意見書については原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました発議第5号の意見書は、後日関係機関へ送付をいたします。

日程第6．嬉野市選挙管理委員補充員の選挙についてを議題といたします。

平成21年8月1日をもって選挙管理委員の退職に伴い、補充員から選挙管理委員に補欠したため、補充員の選挙を行う事由が生ずる旨地方自治法第182条第8項の規定によって通知を受けましたので、選挙を行うものであります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定をいたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定をいたしました。

選挙管理委員補充員には次の方を指名いたします。補充員の指名には順位がありますので、第1順位、光武英文氏、第2順位、中島浩二氏、第3順位、白川健太郎氏、第4順位、山下仁美氏、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました第1順位、光武英文氏、第2順位、中島浩二氏、第3順位、白川健太郎氏、第4順位、山下仁美氏、以上の方が順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

なお、ただいま当選されました嬉野市選挙管理委員補充員に対しましては、嬉野市議会会議規則第31条第2項の規定によって当選の旨告知をいたします。

日程第7．委員長報告を議題とします。

総務企画常任委員会に付託しておりました請願の審査結果について委員長に報告を求めます。

まず、平成21年請願第2号及び請願第3号の審査結果について、一括して報告を求めます。川原等総務企画常任委員長。

#### ○総務企画常任委員長（川原 等君）

それでは、本委員会に付託されました請願について御報告いたします。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定しましたので、会議規則第100条の規定により報告をいたします。

まず、請願第2号、件名、地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する請願。審査の結果、採択といたしました。理由といたしまして、2009年度予算では、当面の追加予算措置としてふるさと雇用対策特別交付金などの雇用対策交付金、地方交付税に地域雇用推進費などが盛り込まれましたが、今後も地方税の充実強化や地方交付税の機能の強化が必要であると認め、採択といたしました。意見書については本会議に提出予定であります。

請願第3号 「玄海原子力発電所3号機でのプルサーマル実施延期を求める意見書」採択を求める請願。審査の結果、不採択といたしました。理由として、プルサーマルの実施については既に国の安全審査も通過している。また、地元の玄海町、唐津市、佐賀県も実施について了承しているということで不採択といたしました。

申し添えますが、総務委員会において協議の中でも、環境のことなどを考えると、将来原子力に依存しない施策を進めるべきではないかとの考えで賛成意見もありましたし、また、今の時点では判断できないとの考えで継続にとの意見もありましたことを申し添えておきます。

以上でございます。

#### ○議長（山口 要君）

ただいまの報告に対して質疑を行います。最初に、平成21年度請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する請願書についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで請願第2号についての質疑を終わります。

次に、平成21年度請願第3号 「玄海原子力発電所3号機でのプルサーマル実施延期を求める意見書」採択を求める請願書についての質疑を行います。質疑ありませんか。山田議員。

#### ○20番（山田伊佐男君）

まず、委員長には、請願者の参考人招致あるいは九州電力からの事情聴取、あるいは昨日は現地に出向かれて調査をされたということで、大変感謝をいたしておるところでございます。

ただ、確かにこの理由の中にも書いてありますように、プルサーマルの実施については既に国の安全審査も通過しているという、そういう事実は存じておるわけでございます。ただ、なぜこういう請願書を出されるかといいますと、国の安全審査を通りつつも、現在の原子力発電所だけで申しましていろいろなトラブルが発生をしとるわけです。例えば、青森県の六ヶ所村の再処理工場、これは、地震大国でありますけれども、日本はですね。活断層が発見されたということで、国が2兆円の資金を導入して補強工事といいますか、工事をしてますよね。まだここ完成をしておりませんし、ここもトラブル続きということで休止しとるわけです。それと、もう一つは福井県のもんじゅ、これについては13年前に、新聞紙上でも出ましたけれども、ナトリウム漏れ、そして火災を起こしたということで13年前報道された

のは事実だと思うんです。で、またここも結局トラブル続きで稼働してないんです、13年たっても。そのように原発の今状況であるわけです。

そういう中であって、今回国で初めて、一つの国策として佐賀県の原子力発電所でプルサーマルが導入されると。日本で初めてなんです。だから、請願者は慎重にしてほしいと。安全問題も考えて、やっぱり住民にもっと公開してほしいという発想の中でこういう請願をされたと思うんです。そんなことを考えれば、初めてのプルサーマル導入であるわけですので慎重にしなくてはならないと思いますけれども、安全性の問題について委員会でのように論議をされ、どのように最終的に結論に達したのか、ぜひお聞かせ願いたいと思います。

**○議長（山口 要君）**

どうぞ。委員長。

**○総務企画常任委員長（川原 等君）**

お答えをいたします。

委員会で確かに六ヶ所村、それともんじゅの話が出てまいりました。その中で、私たちも九電の担当者の方にお話お伺いしたわけなんですけど、請願の方の説明に見えましては武富さんという方が見えまして、その中でも使用済みMOX燃料の処理の仕方とかいろいろ、もんじゅ、当然六ヶ所村の話出ましたので、その後に行われました九電との話し合いの中でこの話を出してみました。私が1つかみ合わないというか、そういうふうに感じましたのは、九電側からの話では、原子力サイクルの技術というのは商業的に確立するまでに長時間を要するものだと。そういうふうな話をされまして、請願された方は、要するにもんじゅがトラブルがあるからどうだとか、六ヶ所村がトラブルあってるから前に進んだらだめだとかという話ですけど、九電側とは話がちょっと違うわけなんです。要するに、そういうことがあってるだろうけれども、原発といいますか、ちょっと違うかもわかりませんが、こういう原子力の推進は長期的に進めていくもんだという話を伺いました。で、九電側も、安全を犠牲にしてまで私たちは利益は追求しないんだと。安全には自信がありますという言葉もいただきました。

そういう中で、耐震の問題についても、ここに耐震安全基準は国の承認を受けてないというのがありましたので、その件についてもお伺いしました。九電側としては、原子力発電は国の安全審査において耐震安全性が確認されていると。それで、平成18年の耐震設計指針の改定並びに平成19年の新潟中越地震の知見を踏まえた耐震安全性評価を実施して、玄海3号、4号機の耐震安全性が確保されていることを確認していますということを言われまして、請願者の方と話が合わないわけなんです。

で、私たちがそういう話が合わない中でどれを信用するかという話になるわけですけど、最終的に決断をいたしましたのは、当初この分に、報告書に書いていますように、結局一番問題の地元の玄海町さんが承認をしてくると。で、その周りの唐津市さんですね。で、県のほ

うも了承して進めているということに私は一番重きを置きました。

以上です。

○議長（山口 要君）

山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

ありがとうございました。

玄海町30億円、要するに財源が来とるわけです。原子力が一つの、きょうの新聞に載ってましたけども、玄海町の財源になってるわけです。もう一つは、原発の定期点検、これも新聞で何日か前明らかになってましたけれども、これはたしか6カ月か7カ月に1回定期検査してるらしいんです。これを15カ月に伸ばしたと。伸ばす、点検をですね。そのことによって自治体に1億円金をやるということらしいんです、私意味がようわからんとですけどね。定期検査を伸ばすだけで1億円やると。そういう金だけですべてを、安全問題と金とてんびんにかける。どうなのかな。金が重視されているというふうには私は思えてならないわけです。

ヨーロッパについても、もう御存じのとおり、原子力発電所は老朽化してるんで廃止の方向に進んでるわけです。それで、オバマ大統領も言われてましたけどもグリーン・ニューディール政策、自然エネルギーの導入をして、そして雇用とか拡大していくというふうには、原子力発電の先進地であるアメリカでさえもう政策転換をしている状況なものですから、こういう質問をしたわけですけども、ただ、1つだけ言っとかないかんのは、なぜ佐賀県なのかというのがあるわけです。やっぱり、プルサーマル導入は各県で提起されたけども、どこでも反対して佐賀県に最後に来ただけの話なんです。金があるもんやから賛成するという方向に進んでるのは間違いのないわけです。原発というのは、プルサーマル導入以前の原発は、海辺とかそういうところしかやっぱり建ってないわけですよ、田舎しか。ということは、危険性があると。そこを金で解決するという手法が国策なんです。そこら辺を申し上げて、答弁は要りませんが、大変御苦勞さまでございました。ありがとうございました。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで請願第3号についての質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。最初に、平成21年度請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する請願書についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。本案に対する委員長の報告は採択であります。本案は委員長報告のとおり採択することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、平成21年度請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する請願書は採択することに決定いたしました。

次に、平成21年度請願第3号 「玄海原子力発電所3号機でのプルサーマル実施延期を求める意見書」採択を求める請願書について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。本案に対する委員長の報告は不採択であります。

暫時休憩します。

午前10時51分 休憩

午前10時52分 再開

○議長（山口 要君）

再開します。

本案を採択することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。したがって、平成21年度請願第3号 「玄海原子力発電所3号機でのプルサーマル実施延期を求める意見書」採択を求める請願書は不採択とすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前10時54分 再開

○議長（山口 要君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま川原等総務企画常任委員長から、発議第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書についてが提出されました。これらを追加議事日程第1号とし、追加日程第1として議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第6号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1. 発議第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書についてを議題とします。

朗読を省略して提案理由の説明を求めます。提出者、川原等総務企画常任委員長。

○総務企画常任委員長（川原 等君）

発議第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書について。

標記のことについて、別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び嬉野市議会会議規則第13条第2項の規定により提出をいたします。

平成21年9月25日。嬉野市議会議長、山口要様。

提出者、嬉野市議会総務企画常任委員会委員長、川原等。

理由、地方財政の充実強化を国に対し求めるため。

意見書（案）を朗読して報告にかえます。

---

### 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

世界同時不況に端を発した経済状況は深刻の度を増しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など、地域のセーフティネットとしての地方自治体が果たす役割はますます重要となっている。

特に、地域経済と雇用対策の活性化が求められるなかで、介護・福祉施策の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発など、雇用確保と結びつけこれら政策分野の充実・強化が求められている。2008年度補正予算及び2009年度予算では、当面の追加予算措置として「ふるさと雇用対策特別交付金」などの雇用対策交付金、地方交付税に「地域雇用創出推進費」などが盛り込まれたが、これらの予算規模を地方財政計画・地方交付税に継続的に取り入れるなどの大胆な予算措置が必要である。

このため、2010年度予算の地方財予算全体の規模拡大に向けて、政府に下記のとおり対策を求める。

#### 記

- 1 医療、福祉分野の人材確保をはじめとするセーフティネット対策の充実、農林水産業の再興、環境対策など、今後増大する財政需要を的確に取り入れ、2010年度地方財政計画の歳出規模を拡大し、地方交付税を復元・増額すること。
- 2 地方財源の充実・強化を図るため、国・地方の税収配分5：5を実現する税源移譲、地方消費税の充実、国の直轄事業負担金の見直しなど、抜本的な対策を進めること。
- 3 当面の財政措置として導入された地方交付税の地域雇用創出推進費、雇用対策関連交付金などに相当する規模を一般財源として恒久的に地方財政計画・地方交付税に取り入れ、自治体が安心して雇用対策に取り組めるようにすること。
- 4 景気対策を通じて拡大する公共事業に対して、地方負担を増加させることのないよう十分な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成21年9月25日

佐賀県嬉野市議会

議長 山口 要

---

提出先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、経済財政政策担当大臣。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

お諮りいたします。発議第6号につきましては委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第6号については委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。山田議員。

○20番（山田伊佐男君）

質疑というよりも、意見書（案）の一番下のほうで、何行目ですかね、10行目ですね。このため、2010年度予算の地方財予算全体となってますけど、地方財政予算のというふうにするべきだと思いますけれども。このため、2010年度予算の地方財予算全体の規模拡大に向けてってなってますけども、これを、2010年度予算の地方財政予算全体がいいんではないかと思えますけど、いかがですか。

○議長（山口 要君）

委員長。

○総務企画常任委員長（川原 等君）

はい、わかりました。この分は訂正して提出したいと思えます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。山口榮一議員。

○13番（山口榮一君）

ただいまの行なんですけれども、政府は下記のとおり対策を求めるってなっておりますが、政府にじゃないですか。その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（山口 要君）

委員長。

○総務企画常任委員長（川原 等君）

はい、わかりました。政府にですね。訂正したいと思えます。

○議長（山口 要君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、発議第6号の質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。発議第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、発議第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書については可決されました。

日程第8. 閉会中の付託事件についてを議題とします。

このたび、各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び特別委員会委員長から、お手元に配付をいたしております別紙付託文書表のとおり、閉会中もなお継続して調査したいとの申し出がっております。

お諮りいたします。各委員長から申し出のあったとおり、閉会中の継続調査とすることについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

以上で本定例会に提出された案件の質疑、討論、採決などすべての日程が終了いたしました。

お諮りいたします。ただいままでに議決されました各議案について、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

会議を閉じます。平成21年第3回嬉野市議会定例会を閉会いたします。大変お疲れさまでございました。

午前11時2分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員